



- 働いていて事故にあった場合、ここがポイント
  - ・働いている所が万が一労災に加入していなくても、労災事故に遭った場合、労災の申請は出来ます。
- 倒産、解雇、雇い止め等で会社を辞めた場合、ここがポイント
  - ・倒産、解雇、雇い止め等で会社を辞めた場合、国民健康保険料が失業時からその翌年度末までの間、前年給与所得を30/100として計算された保険料が適用されます。
  - ・健康保険で任意継続され保険料を前納されていた方も、この軽減措置に該当する場合は、協会けんぽに申出書を提出すると前納した保険料の精算をすることが出来ます。

=====  
★トピックス ～ 失業時の基本手当の日額が今年も下ります～

上記の、失業時の基本手当の日額、今年も下ります。  
日額の計算のもとになる賃金日額は、  
平均定期給与額の上・下昇した比率で変更され、  
今回の変更は、  
平成21年度の平均給与額が平成20年度の平均給与額と比べ  
約2.3%低下したことから行われるものです。  
この低下により、基本手当で最高額は、  
45歳以上60歳未満の7505円となり、  
失業期間、雇用保険からはこの額以上の支給はないということになります。

=====  
~~~~~編集後記~~~~~

私の大好きな大好きな、ビアガーデン、  
今年は暑すぎて、とても何う気になれません。

もっぱら、ご近所の屋内施設(?)と  
自宅でビールを楽しんでおります。

皆様は、いかがですか？

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

=====  
働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

=====